

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ■均等割 2 割・5 割軽減の範囲が見直しされました

- 保険料均等割軽減のうち、2 割・5 割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

平成 28 年度

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33 万円 + (26 万 5 千円 × 世帯の被保険者数)	5 割軽減
33 万円 + (48 万円 × 世帯の被保険者数)	2 割軽減

平成 29 年度から



所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33 万円 + ( <b>27 万円</b> × 世帯の被保険者数)	5 割軽減
33 万円 + ( <b>49 万円</b> × 世帯の被保険者数)	2 割軽減

## ■所得割の軽減割合が見直しされました

- 保険料所得割軽減の割合が、次のとおり見直しされました。

平成 28 年度

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から 33 万円を引いた額が 58 万円以下の方	5 割軽減

平成 29 年度から



所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から 33 万円を引いた額が 58 万円以下の方	<b>2 割</b> 軽減

## ■被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が見直しされました

- この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

平成 28 年度

区 分	所得割	軽減割合
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	9 割軽減

平成 29 年度から



区 分	所得割	軽減割合
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	<b>7 割</b> 軽減

▼所得の状況により、均等割の軽減割合が 9 割、または 8.5 割に該当することがあります。

## ◆保険料の計算方法（平成 29 年度）

- 保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

<b>均等割</b> 【1人当たりの額】 49,809 円	+	<b>所得割</b> 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成 28 年中の所得 - 33 万円) × 10.51%	=	<b>1 年間の保険料</b> 【限度額 57 万円】 (100 円未満切捨て)
-------------------------------------	---	--	---	--

- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

## ■高額療養費の自己負担限度額が見直しされます

●高額療養費の自己負担限度額が、平成29年8月から次のとおり見直しされます。

区 分		1カ月の自己負担限度額（※1）	
		平成29年7月まで	平成29年8月から
現役並み 所得者	外来 (個人単位)	44,400円	<b>57,600円</b>
	外来+入院 (世帯単位)	(医療費総額 - 267,000円) × 0.01 + 80,100円(※2)	(医療費総額 - 267,000円) × 0.01 + 80,100円(※2)
一 般	外来 (個人単位)	12,000円	<b>14,000円(※3)</b>
	外来+入院 (世帯単位)	44,400円	<b>57,600円(※4)</b>
住民税 非課税 世帯	区分 Ⅱ	外来 (個人単位)	8,000円
		外来+入院 (世帯単位)	24,600円
	区分 Ⅰ	外来 (個人単位)	8,000円
		外来+入院 (世帯単位)	15,000円

※1 月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより加入する方（障害認定で加入する方は除く）は、加入した月の自己負担限度額が1/2に調整されます。

※2 多数該当（過去12カ月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4回目以降の支給に該当）の場合の自己負担限度額は44,400円です。

※3 1年間（8月1日から翌年7月31日まで）の外来の自己負担額合計の限度額が144,000円となります。

※4 一般区分においても多数該当（※2）が設定されます。

## ■入院時生活療養標準負担額（居住費）の金額が見直しされます

●療養病床に入院したときの居住費が平成29年10月から見直しされます。

平成29年9月まで

区 分	入院時生活療養費
以下のいずれにも該当しない方	1日につき320円
厚生労働大臣の定める者（指定難病患者を除く）	1日につき0円
指定難病患者	1日につき0円
老齢福祉年金受給者	1日につき0円



平成29年10月から

区 分	入院時生活療養費
以下のいずれにも該当しない方	1日につき <b>370円</b>
厚生労働大臣の定める者（指定難病患者を除く）	1日につき <b>200円</b>
指定難病患者	1日につき0円
老齢福祉年金受給者	1日につき0円

## お 問 い 合 わ せ 先

北海道後期高齢者医療広域連合

住所 〒060-0062  
札幌市中央区南2条西14丁目  
国保会館6階  
電話 011-290-5601

蘭越町 住民福祉課 医療給付係

電 話 0136-57-5111 (内線253)